

サステナビリティ情報の信頼性とその保証

蟹 江 章

【キーワード】 サステナビリティ情報、保証業務、外部保証、内部保証、内部監査

1 はじめに

投資家が企業の中・長期的な価値創造能力を測定する際に、企業の経営活動が地球環境に及ぼす影響（Environmental）、企業活動に必要な人的資本の保護や多様性の確保の状況（Social）、さらには企業の経営目的の達成に関連するリスクとそれに対応する経営の方針や戦略（Governance）に関する情報、いわゆる ESG 情報あるいはサステナビリティ情報が重視されるようになっていく。企業は、地球環境への配慮や人的資本の保護などを反映した経営方針を定め、これに基づいて経営戦略を立案し、実践することによって価値の維持・創造を図るとともに、そのプロセス及び成果を含むサステナビリティ情報を作成し発信する必要がある。

サステナビリティ情報に対するニーズが高まり、これに対応する開示の拡大が進むにつれて、開示されるサステナビリティ情報の信頼性に対する保証が求められるようになってきた。サステナビリティ情報は、従来の財務情報と、新たに重視されるようになったサステナビリティ関連財務情報¹⁾ からなる企業情報である。このうち財務情報については、すでに開示のルールが十分に整備されている。また、公認会計士のような職業的専門家による監査が実施されており、開示情報の信頼性に対して、合理的保証と呼ばれる相対的に高い水準の保証が提供されている。

一方、サステナビリティ関連財務情報については、様々な組織・団体などから開示に関わる基準が公表され、様々な基準が乱立する事態となっていた。しかし、近年、こうした混乱を解消する取組みが着実に進められ、開示されるサステナビリティ関連財務情報を含むサステナビリティ情報の信頼性及び比較可能性が高まることが期待できるようになってきた（小林 [2023]）。2024 年 11 月には、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board; IAASB）から国際サステナビリティ保証基準 5000（International Standard on Sustainability Assurance 5000; ISSA5000）「国際サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」が公表され、サステナビリティ情報に対する保証基準の整備も進んできた。サステナビリティ情報の信頼性

に対して、近い将来、一定水準以上の保証が提供されることになるものと思われる。

このように、サステナビリティ情報の開示及び開示される情報に対する外部保証に関するルールの整備は相当程度進んだ。こうしたルールに基づいて、サステナビリティ情報として、具体的にどのような情報をいかに作成するかについては、当該情報の性格からも、基本的に作成者である企業ないし経営者の判断に任されることになる。また、投資家が安心して利用できるようにサステナビリティ情報の信頼性を確保する責任は、一義的には当該情報の作成者である企業ないしその経営者にある。経営者は、サステナビリティ情報の信頼性を確保するための仕組みを整備し効果的に運用することにより、その作成責任を果たすように努める必要がある。そして、こうした責任が果たされているかどうかを客観的に検証し、必要に応じて問題点を指摘したり助言を与えたりするなどの支援を行う機能を果たす、企業の内部監査が重要な役割を演じることが期待されるのである。

本稿では、サステナビリティ情報の開示及びその信頼性に対する外部保証がどのような展開を見せているのかについて概観する。また、経営者がサステナビリティ情報の信頼性を確保する責任を適切に果たすことができるように支援する内部監査が、サステナビリティ情報の信頼性に対する内部保証としてどのような役割を担うことができるのかについても考える。

2 サステナビリティ情報の開示制度

近年、投資家は、投資先企業を評価する際に、企業の過去の財務的成果だけではなく、中・長期的な将来にわたる価値の創造能力にも強い関心を向けるようになってきている。このため、特に、中・長期的な価値創造能力を評価するために、企業には、財務情報だけでなくサステナビリティ関連財務情報の提供が必要とされているのである。

サステナビリティ情報については、サステナビリティに対する企業の考え方や取組みに関するサステナビリティ関連財務情報に注目が集まっているが、決して従来の財務情報の必要性や有用性が否定されるわけではない。サステナビリティ情報は、投資家をはじめとするステークホルダーが企業の価値創造能力ないし経営活動の持続可能性を評価するために有用な、財務情報とサステナビリティ関連財務情報の両方からなる情報なのである。

2.1 日本の開示制度

日本では、2023年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正された。この改正によって、上場会社等に対して提出が求められている有価証券報告書の様式（第三号様式）に【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が新設された。

具体的な記載事項については、有価証券届出書に関する第二号様式の記載上の注意（30-2）に準ずることとされている（図表1）。

図表 1 【サステナビリティに関する考え方及び取組】への記載事項

次の事項について記載	
ガバナンス	サステナビリティ関連リスク・機会の監視・管理のためのガバナンス過程・統制・手続
リスク管理	サステナビリティ関連リスク・機会の識別・評価・管理のための過程
次の事項のうち重要なものについて記載	
戦 略	短・中・長期の連結会社の経営方針・経営戦略等に影響する可能性があるサステナビリティ関連リスク・機会に対処するための取組
指標・目標	サステナビリティ関連リスク・機会に関する連結会社の実績を長期的に評価・管理・監視するために用いられる情報

(出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令」に基づき筆者作成)

しかし、こうしたサステナビリティ情報の開示については、今のところ個別・具体的な基準は設けられておらず、本稿執筆時点では、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）において開発中の状態である。このため、ここに示されているのはあくまでも記載事項の枠組みに過ぎないことになり、SSBJの基準が公表されるまでの間、記載すべき事項及びその内容は、利用者のニーズを考慮しながら、作成者である企業自身が決定する必要がある。

一方で、2024年3月に、金融庁の金融審議会に、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下、サステナWG）が設置され、サステナビリティ情報の開示及び保証制度の導入に向けての審議が行われることになった。サステナWGは、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示基準の適用や信頼性の保証のあり方について議論する場と位置付けられている。

議論の中で、サステナビリティ情報の開示基準のあり方、その適用の対象及び時期について一定の方向性が示された。それによれば、2025年3月にSSBJのサステナビリティ開示基準が公表され、この基準が2026年3月期から任意適用される。そして、翌2027年3月期から、東京証券取引所のプライム市場上場企業のうち時価総額3兆円以上の企業から、開示基準に基づくサステナビリティ情報の開示が義務化される予定である。ただし、この時点では、一部情報の開示を遅らせる「二段階開示」も可能とされている。そして、2028年3月期以降、時価総額に基づいて順次、上場企業に対するサステナビリティ情報の開示義務付けの対象範囲が拡大されることになる（金融庁〔22024〕c）。

2.2 フランスの開示制度

サステナビリティ情報開示においてやや先行するEUでは、2023年1月に「企業サステナビリティ報告指令」（Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD）が発効した。これによ

り、それまでの非財務情報開示の枠組みである「非財務情報開示指令」(Non-Financial Reporting Directive; NFRD) が抱えていた、開示企業が限定的で情報量も不十分であり、信頼性や比較可能性が確保されていないといった課題の解決が図られた(日本公認会計士協会 [2023])。EU加盟国は指令の規定内容を国内法化する必要があるため、EU加盟各国においては、CSRDの要求に沿ってサステナビリティ情報の開示制度が整備されていくことになる。

EU加盟国の一つであるフランスはいち早くCSRDの要求に対応し(EY[2024]c)、2025年1月以降、すべての大会社²⁾に対して、その経営報告書に独立したセクションを設けてサステナビリティ情報を記載することを求めることとした(商法典L第232-6-3条I第1項)。また、すべての大規模企業グループ³⁾の親会社についても、同様にそのグループ経営報告書に独立したセクションを設けてサステナビリティ情報を記載することが義務付けられたのである(商法典L第233-28-4条I第1項)。

サステナビリティ情報は、地球環境、社会及びコーポレートガバナンスの問題を含むサステナビリティ問題に対する企業活動の影響、ならびに当該問題が企業の事業、成果及び経営状況の発展にどのように影響するかを理解できるものでなければならない(商法典L第232-6-3条I第2項)。こうした情報の作成・開示義務は段階的に適用され、2024年1月1日以降に開始する会計期間から、上場大会社及び大規模企業グループの親会社ならびに金融機関などに対して適用された。そして、2025年1月1日以降に開始する会計期間からは、その他の大会社及び大規模企業グループの連結会社に適用範囲が拡大され、さらに2026年1月1日以降に開始する会計期間からは、上場中小会社に対しても適用されることになっている(サステナビリティ情報の公表及び証明ならびに商事会社の環境、社会及びコーポレートガバナンスに関する義務に関する2023年12月6日付命令第2023-1142号第33条)⁴⁾。

経営報告書に記載されるべきサステナビリティ情報としては、商法典によって図表2に示すような事項が規定されている(商法典R第234-8-4条I)。

図表2 経営報告書に記載されるべきサステナビリティ情報

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 会社のビジネスモデル及び経営戦略 ② サステナビリティについて会社が定めた期限と整合した目標及び当該目標を実現するために実行する計画 ③ サステナビリティ問題に対する取締役会等の役割及びその構成員の能力及び専門性 ④ サステナビリティ問題に関する会社の政策 ⑤ 取締役会等の構成員に会社から与えられたサステナビリティに関するインセンティブ ⑥ サステナビリティ問題に関して会社によって実施された合理的な監視手続及びその枠内で見積られた負の影響 |
|--|

(出所：商法典R第234-8-4条Iの規定に基づき筆者作成)

2.3 アメリカの開示制度

アメリカでは、2024年3月に、連邦証券取引委員会（Securities and Exchange Committee; SEC）が、上場企業に対して、気候関連リスクや温室効果ガス排出量等に関する情報を、登録届出書や定期報告書などのSEC提出書類において開示することを義務付ける規則を採択した。この規則によってSECのRegulation S-X「財務情報に係る開示規則」とRegulation S-K「非財務情報に係る開示規則」が改正され、**図表3**に示すような、定量的及び定性的な気候関連情報の開示要件が追加されたのである（鈴木 [2024]）。

図表3 SEC規則による開示要件の概要

Regulation S-X（財務情報開示） 第14条（悪天候その他の情報開示）を追加 ・財務諸表への影響：戦略・移行計画・目標とゴールの一部として、厳しい気象現象その他の自然条件、気候関連活動に直接関連する重要な支出から生じる様々な財務諸表への影響
Regulation S-K（非財務情報開示） サブパート1500（気候関連情報開示）を追加 ・気候関連リスク：戦略・経営成績・財務状況等に重要な影響を与えた、又は与える可能性のある気候関連リスク ・気候関連リスクの影響：重要な気候関連リスクが、戦略・ビジネスモデル・見通しに与える実際の又は潜在的に重要な影響（特定の重要な影響、移行計画、シナリオ分析を含む） ・ガバナンスと管理：取締役会が気候関連リスクを監督する方法と、リスクの評価と管理における経営者の役割 ・リスク管理：重要な気候関連リスクの特定・評価・管理プロセス ・目標とゴール：事業・経営成績・財務状況に重要な影響を与えた、又は与える可能性が合理的に高い、気候関連の目標とゴール ・GHG排出量：重要な場合、大規模早期提出会社及び早期提出会社についてScope1及び2の排出量データ

（出所：鈴木 [2024] に一部加筆）

しかしながら、この規則に対しては、その公表直後から州、企業、業界団体などからは過剰規制であるとして、一方、環境保護団体からは規制が不十分であるとして、それぞれSECに対する訴訟が提起されるという事態となった。これを受けて、SECは、司法判断が出るまで規則を一時停止する措置を取った（鈴木 [2024]）。

加えて、2025年1月に、環境規制に否定的と見られるドナルド・トランプ氏が大統領に就任したことにより、例えばフランスと比べて対応にやや遅れが見られるところに、さらなる対応

の遅れやSEC規則の完全停止などを含めて、今後の展開について不透明性が増す事態となっている。トランプ政権の対応を注視する必要があるだろう。

以上見てきたように、サステナビリティ情報の開示制度については、対応の速度にやや違いがあり、また、アメリカに不確実性があるとはいえ、サステナビリティ情報の開示を義務付けるという、打ち出された方向性に基本的な違いはないように思われる。

3 サステナビリティ情報の信頼性

サステナビリティ関連財務情報に盛り込まれた将来の価値創造に関するビジョンは、これに基づいて展開された経営活動の実績として、いずれ財務情報に反映されることになるはずである。経営者が語ったビジョンや立てた戦略と、それらに沿って行われた経営活動の結果を示す財務情報とを照らし合わせることによって、経営者の責任の下で作成されたサステナビリティ関連財務情報の合理性や信頼性の程度を推定することができるかもしれない。サステナビリティ情報は、財務情報とサステナビリティ関連財務情報の両方が揃ってこそ、企業の価値創造能力の評価にとって有用な情報となる。したがって、サステナビリティ情報の信頼性もまた、財務情報とサステナビリティ関連財務情報の両方について確保され、担保されなければならない。

サステナビリティ情報の信頼性を確保する一義的な責任は、当該情報を作成する経営者にある。また、経営者は、偏向や重要な誤りがなく、利用者が意思決定の際に信じて依拠できるサステナビリティ情報を作成するために、効果的な内部統制を構築し有効性を保ちながら運用する責任も負っている。

アメリカのトレッドウェイ委員会支援組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission; COSO）が1992年に公表した「内部統制の統合的フレームワーク」では、「財務報告」の信頼性の確保が内部統制の目的の一つとされていた。しかし、2013年に改訂されたフレームワークでは、財務報告以外の報告への適用拡大を念頭に、「報告」目的という表現と内容に改められた。これにより、COSOフレームワークに基づいてサステナビリティ情報の報告目的に対応した内部統制を構築することが可能となった。しかし、当時、サステナビリティ情報の報告に対する関心が今日ほど高くなかったということもあるだろうが、実務上、サステナビリティ報告に関わる内部統制の構築に取り組む企業は少数にとどまったとされている（宇田川 [2023]）。

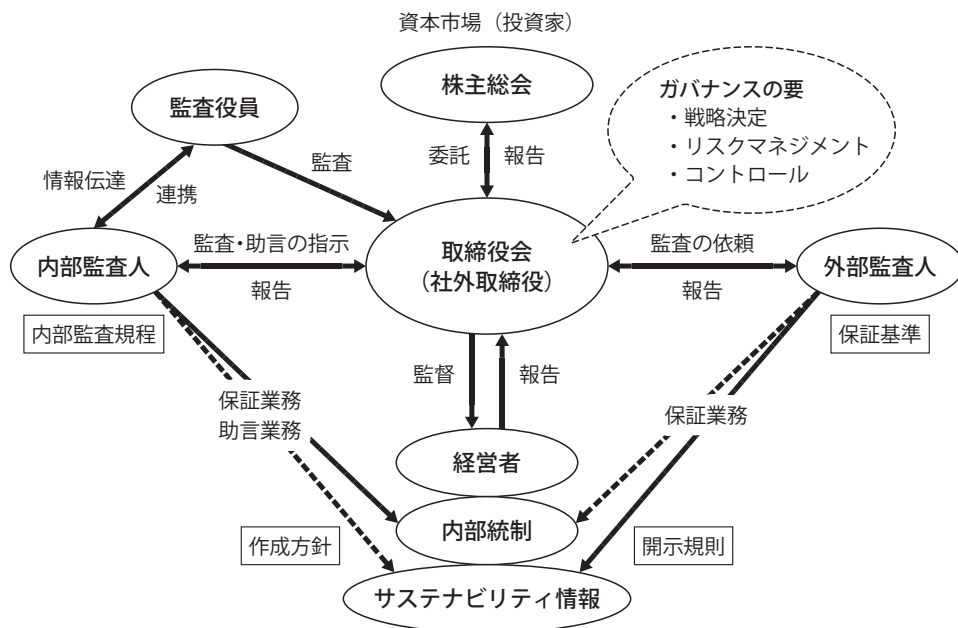
サステナビリティ情報の報告に係る内部統制については、その後もベストプラクティスはほとんど確立されておらず、一部の大規模な組織を除いて、多くの組織が、特定の主要なサステナブルビジネス⁵⁾指標に関して場当たり的な統制を設けているに過ぎないというのが実情であるとされている。また、経営者が安心して企業内の経営情報を利用できるように企業内部で検証や保証の手続を行なっている組織も多いが、重要なあるいは意思決定に有用なサステナブル

ビジネス情報に対して、有効かつ統合された内部統制システムを構築している組織はほとんどないとの指摘もある（COSO [2023]）。

取締役会は、ガバナンスの観点から、経営者が効果的な内部統制を構築する責任を誠実に果たしているかどうかを監視・監督する責任を負う。また、監査役は、経営者を含む取締役がその職務を適切に遂行しているかどうかを監査する必要がある。

ただし、社外取締役を含む取締役会は、サステナビリティ情報の信頼性や内部統制の整備・運用状況を自ら直接確かめるわけではない。外部監査人に対してサステナビリティ情報の監査を依頼したり、内部監査部門に内部統制の整備・運用に対する監査及び助言を指示したりすることを通じて、サステナビリティ情報の信頼性や内部統制の整備・運用に関する情報を収集し、これに基づいて監督機能を果たすのである。取締役会から依頼ないし指示を受けた外部監査人及び内部監査部門は、それぞれの立場から保証業務を実施し、取締役会及び監査等委員会／監査委員会に対して、経営者による職務執行を監督するために必要な情報や発見事項を報告し、問題点や課題がある場合には改善に向けた助言や勧告を行うのである（図表4）。

図表4 サステナビリティ情報とガバナンス



（出所：蟹江 [2024]）

4 サステナビリティ情報に対する外部保証

サステナビリティ情報に対しては、投資家をはじめとする利用者から、その信頼性を担保するために外部保証の実施を求める声が高まった。サステナビリティ情報の信頼性とは、利用者が意思決定に際して信じて依拠することができるものであるという、サステナビリティ情報自体がもつ属性である。この属性は、一義的には当該情報の作成に責任を負う経営者によって確保されなければならない。保証業務とは、経営者によって確保されているはずの信頼性が確かに確保されていることを、証拠によって裏付けて意見や結論の表明という形で伝達する業務である。

重要な虚偽記載等が含まれていないことをもってサステナビリティ情報の信頼性が確保されているのだとすれば、保証業務の実施者は、こうした点を考慮した上で、業務実施の対象となる情報に重要な虚偽記載等が含まれていないこと、あるいは重要な虚偽記載等が含まれていると信じさせるような事項がないことを証拠によって裏付けて、業務実施者の意見や結論として表明する必要がある。そして、この意見や結論の表明が、想定利用者のサステナビリティ情報に対する信頼の程度を高めることが期待されているのである。

こうした保証業務の実施に備えるために、サステナビリティ情報に外部保証を提供するための業務の基準としてISSA5000が公表された。ISSA5000は、サステナビリティ情報に対するすべての保証業務に適用され、また、当該情報がどのように開示されるかにかかわらず、あらゆるタイプのサステナビリティ情報に適用される（第8項）。例えば、EUでは企業が開示するサステナビリティ情報のすべてに対する保証が求められるが、アメリカでは温室効果ガス排出量のような一部の情報に対する保証が求められる。ISSA5000は、これらのいずれの場合にも適用することができる。さらに、保証業務には合理的保証業務（reasonable assurance engagements）と限定的保証業務（limited assurance engagements）があるが、ISSA5000はこれらの両方に対応している（第9項）。

4.1 日本における外部保証制度

日本では、2024年3月に金融庁の金融審議会に設置されたサステナWGで、外部保証のあり方についての検討が始まった。そこでは、①サステナビリティ情報の保証の範囲及び水準、②保証業務の担い手、③保証業務に関する基準及び倫理・独立性基準、④保証業務実施者への検査・監督、及び⑤自主規制機関の5つの論点を掲げて、サステナビリティ保証業務基準の設定に向けた議論が行われている（本稿執筆時点、金融庁〔2024〕b）。

これらの論点のうち、保証の範囲については、サステナビリティ情報に対して保証を得ている日本企業のほとんどが、一部の情報だけを対象としているのが実情である。このため、サス

テナWGでは、保証の範囲という論点について、保証適用の義務化から2年間はサステナビリティ情報全体ではなく、Scope1及び2の温室効果ガス排出量、ガバナンスならびにリスク管理に保証の対象範囲を限定することが提案されている。また、保証の水準については、まずは限定的保証から始めて、その後合理的保証に移行することの可否について検討することが提案されている（藤野 [2024]）。

限定的保証でも合理的保証でも、開示情報が第三者による保証に耐え得るためには、数値・データの入手及び集計・処理が正確かつ漏れなく行われるように、プロセスとしての内部統制を整備することが必要である。内部統制については、入手及び集計・処理される数値・データの正確性や網羅性を担保するためのチェック体制の整備のほか、モニタリングや評価が合理的かつ客観的に実施されるための文書化も必要である。業務プロセスの構築に当たっては内部統制の整備が必要であり、基本ルールを設定しつつ、関連する組織の設置と人材の確保、業務、システムの見直しが必要となる（Deloitte Japan [2022]）。

もう一つの重要な論点である保証業務の担い手については、海外の例も参考としながら、サステナWGでは、新たな登録制度の下で登録された監査法人又はその他の保証業務実施者を想定した提案がされているが、保証の質の確保といった問題も考慮してさらに検討することとされている（藤野 [2024]）。

4.2 海外における外部保証制度

EUでは、欧州委員会が保証の水準は段階的に高めることが望ましいとして、当面、限定的保証を要求し、限定的保証のための基準を採用する方針が示された。そして、保証水準の引上げについて検討した上で、妥当であると判断された場合には合理的保証のための基準を採用し、サステナビリティ情報に対する保証を合理的水準に引き上げる期日を定めることとしている（日本公認会計士協会 [2023]）。

フランスでは、前述の通り、大会社及び大規模企業グループは、それぞれの経営報告書においてサステナビリティ情報を開示する必要がある、当該情報には独立の保証業務実施者による保証の取得が必要とされている（商法典L第232-6-3条Ⅲ）。保証の対象として特定の情報が指定されているわけではないので、経営報告書に記載されるサステナビリティ情報のすべてが保証の対象であると考えられる。そして、この保証は、限定的保証業務（assurance limitée）によって提供される。

保証業務の実施者は、会計監査役名簿に登録された会計監査役及び会計監査役法人、又は高等監査局（Haute Autorité de l'Audit; H2A）が管理する名簿に登録された独立第三者機関（organismes tiers indépendant; OTI）とされている。フランスの会計監査役は商法典に基づく計算書類の監査の主体であり、日本の会社法における会計監査人と同様に、資格要件が職業的専門家に限定されている。これに対して、OTIは認証を受けてH2Aの名簿に登録された法人であり、その株主、

取締役、一定の要件を満たす使用人などがサステナビリティ情報監査人となり、保証業務を実施することとされている（商法典L第822-1条）。

アメリカでは、Scope1 及び2のGHG排出量データについて、開示開始から3年後に限定的保証を取得することが求められており、その一方で、一部の大規模会社に限られるが、2033年から合理的保証を取得することが求められている（藤野 [2024]）。保証業務の実施者については、独立していること、GHG排出量の測定、分析、報告又は証明において豊富な経験を持つことが必要であるとされているが、公認会計士その他の専門家などといった具体的な指定はされていない（EY [2024] b）。

保証の対象範囲や保証業務の担い手について未確定要素があるが、要求される保証水準の考え方は、日本、フランス及びアメリカともに、ほぼ同一の方向性が打ち出されているといっ

てよいだろう。

5 サステナビリティ情報に対する内部保証

前節では、サステナビリティ情報の信頼性に対する外部保証制度の一例に触れたが、サステナビリティ情報自体の信頼性は、一義的には当該情報の作成者である経営者によって確保されなければならない。経営者は、利用者が意思決定に際して信じて依拠できるサステナビリティ情報を作成するとともに、当該情報の信頼性を確保するための内部統制を整備して運用する責任を負っている。そして、経営者が整備・運用するサステナビリティ情報の報告に係る内部統制の有効性は、企業の内部監査によってモニタリングされ、有効性に関する保証が提供されたり、必要に応じて改善のための指摘や助言が行われたりすることになる。

内部監査は、企業の目的達成を支援する監査であり、その対象範囲は企業のすべての活動に及び、適法性をはじめとして、能率性、収益性、効率性、経済性、公共性などが評価の基準となる（森實 [1994]）。このため、企業がサステナビリティ情報の作成及び開示といった活動を行う場合には、それは必然的に内部監査の対象に含まれることになる。

内部監査は、企業の内部統制が有効に機能しているかどうかをモニタリングすることを一つの重要な役割とする。有効な内部監査は、内部統制の有効性に対して、経営者から独立した保証を提供するが、内部監査人がサステナビリティに関する適切な知識や能力を備えていれば、サステナビリティ情報に対して自ら保証を提供することができるだけでなく、公認会計士や監査法人のような、外部の保証提供者による保証業務の円滑化にも寄与することになる（COSO [2023]）。

図表4の左側は、内部監査人が取締役会からの指示を受けて、サステナビリティ情報に係る内部統制の有効性ないしサステナビリティ情報の信頼性に対する保証業務及び助言業務を行うことを示している。

金融庁の「企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン）」は、有価証券報告書に記載すべき将来情報について、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書に記載された将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、それによって直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないとしている。ここでいう虚偽記載等とは、重要な事項について真実ではない記載があり、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。

将来情報について具体的な説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容の概要とともに記載することが考えられる。一方、経営者は、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報について、それが有価証券報告書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、報告書提出日現在において当該重要事項を認識していながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を問われる可能性がある。

開示ガイドラインが、サステナビリティ情報を含む将来情報の虚偽記載等に対する考え方を明示したことにより、将来情報が信頼できる情報であると判断するための一つの要件が示されたと考えられる。サステナビリティ情報に対して保証業務を実施する際に、業務実施者が、何をどのような手続によって立証すればよいかを判断するための具体的な拠所が与えられたといえるだろう。

内部監査は、こうした要件に基づいて、有価証券報告書に記載すべき将来情報について合理的と考えられる範囲で具体的な説明がなされているかどうか、将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討が行われたかどうか、また、検討が行われたのであればその旨が検討された内容の概要とともに記載されているかどうかを検証する。そして、要件が満たされていればサステナビリティ情報の信頼性について経営者及び取締役会に対して保証を提供する。もし報告書提出日現在において重要な将来情報を認識していながら敢えて記載しなかったり、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかったりするなどの問題があれば、内部監査は、必要な情報を記載したり重要な情報について検討したりするように促すなど、事態の改善に向けた助言や勧告を行うことになる。

内部監査については、概念的には一般的な目的や対象が示されているが、具体的な目的や対象及びそれらに基づいて決まる手続は企業ごとに様々である。とはいえ、内部監査は、独立した客観的な保証と助言の提供をその基本的な役割・機能としており、これらは企業のサステナビリティに関連する活動・プロセスや報告に対しても同様に期待される。企業のサステナビリティに関連するリスクが明らかになり、企業のガバナンス機関及び上級経営者による意思決定において意識されるようになると、ガバナンス機関はサステナビリティリスク・マネジメントの有効性に対する信頼できる保証が必要になる。こうした内部保証は内部監査によってもた

らされるべきものである（IIA [2021]）。

サステナビリティ情報は、企業のサステナビリティ関連活動の実態を的確に描写するものでなければならない。内部監査は、報告されるデータが正確で、関連性があり、完全で、かつタイムリーであることについて保証を提供することができる。また、内部監査は、サステナビリティ情報と財務情報との整合性を検証するとともに、サステナビリティ情報に関するマテリアリティ（重要事項）又はリスクの評価を行う（IIA [2021]）。

内部監査がサステナビリティ情報に対して保証を提供するためには、内部監査人がサステナビリティに関する専門的能力を備えている必要がある。内部監査人協会（Institute of Internal Auditors; IIA）が2024年に公表した「グローバル内部監査基準」（Global Internal Audit Standards; GIAS）は、内部監査人に対して、その職務を成功裡に遂行するための知識、スキル及び専門的能力を有するか又は獲得することを要求している。要求される専門的能力には、内部監査人の経験レベルにふさわしい、職務上の地位と責任に見合った知識、スキル及び能力が含まれる（GIAS原則3、基準3.1）。

内部監査の主たる業務は保証業務であり、組織体のステークホルダー、特に取締役会、最高経営者及び監査の対象である活動の管理者の、ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールの各プロセスに対する信頼の程度を高めることが意図されている（GIASドメインV）。

内部監査は、保証を提供するだけでなく、監査を実施する過程で発見した問題事項について、ガバナンス、リスク・マネジメント及びコントロールへの影響を評価して、それが企業にとって重大なリスクであると判断した場合にはその問題を文書化し、発見事項としてガバナンス機関や経営者に対応を助言することとされている（GIAS原則14、基準14.3）。サステナビリティ情報に対する保証業務においても、内部監査人はこれと同様の対応を取る必要がある。

サステナビリティ情報の開示制度が整備され、外部保証制度についてもその枠組みや方向性が見えてきた。開示情報にはその作成プロセスがある。このプロセスは、情報の信頼性を担保する仕組みが組み込まれる形での整備が必要であり、また、その仕組みが効果的に運用されなければならない。企業の内部保証としての内部監査には、こうしたプロセスをモニタリングし、仕組みの適切な整備と効果的な運用について保証を与えたり、発見された不備の改善を促したりするといった役割が期待されるのである。

6 おわりに

本稿では、サステナビリティ情報の開示及び外部保証に関わる制度整備の進展状況について概観した。また、企業のサステナビリティ情報の信頼性の確保において、内部監査が担うことができると考えられる役割についても検討した。

サステナビリティ情報の開示制度は、2023年から2024年にかけて、各国・地域で情報の作

成及び開示の基準が公表され、2025 年以降、大規模上場企業から順次情報開示の義務付けが行われることになった。また、サステナビリティ情報に対する外部保証制度についても、2024 年に公表されたISSA 5000 や COSO のフレームワークなどに基づいて、開示されるサステナビリティ情報の信頼性を担保するための枠組み作りが進められている。外部保証は開示制度から少し遅れての義務付けが予定されており、保証の水準はまずは限定的保証から始めて、後に合理的保証へと移行するという導入プロセスが想定されている。

内部監査は、企業の経営活動のすべてを対象とする監査であることから、企業がサステナビリティに関連する活動を行う場合には、そうした活動は必然的に内部監査の対象になると考えられる。この意味で、サステナビリティ活動に対する内部監査は、最高経営者や取締役会から特別な指示を受けた事項について実施されるいわゆる特命監査ではなく、また、特定の経営活動の支援を行うことを目的とするアドバイザリー業務でもない。サステナビリティ活動に対する監査の役割は、日常的な経營業務全般に対する保証業務として企業の経営目的の達成を支援するという、内部監査の基本的な枠組みから外れるものではないのである。

上場企業の内部監査は、金融庁の開示ガイドラインに沿って、企業が提出する有価証券報告書に記載すべき将来情報について合理的と考えられる範囲で具体的な説明がなされているかどうか、将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討が行われたかどうか、また、検討された内容の概要が記載されているかどうかについて検証することを、サステナビリティ情報及びその作成プロセスに対する監査の一つの重要な要素として考える必要がある。そして、もし不備や問題点などを発見すれば、内部監査人は、ガバナンス機関や経営者に対して、状況を改善するための助言や勧告を行うことが期待されているのである。

内部監査がサステナビリティ情報やその作成プロセスに対する保証業務を効果的に実施し、情報の信頼性及び作成プロセスの有効性に対して保証を提供し、また、「情報や作成プロセス」における問題点や不備を識別して、その解消・改善のために的確な助言を与えるためには、内部監査人がサステナビリティに関する専門的な能力を備える必要がある。サステナビリティ情報の監査に従事する内部監査人は、GIAS の求めるところにしたがって、自らの職務を成功裡に遂行するのに必要な知識、スキル及び専門的能力を維持・向上させることにより、サステナビリティ情報の信頼性に対する内部保証として期待される役割を果たすことができるのである。

注

- 1) 短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会（当該リスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理、並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）についての情報（ISSB [2023]）。
- 2) 会計期末に資産総額 2,500 万ユーロ、税別売上高 5,000 万ユーロ及び期中平均従業員数 250 人のうち 2 つの数値を超える会社（商法典 L 第 230-1 条第 1 項第 4 号、商法典 D 第 230-1 条第 1 項第 3 号）

- 3) 会計期末に資産総額 3,000 万ユーロ、税別売上高 6,000 万ユーロ及び期中平均従業員数 250 人のうち 2 つの数値を超える企業グループ（商法典 L 第 230-2 条第 1 項第 3 号、商法典 D 第 230-2 条第 1 項第 2 号）
- 4) CSRD をめぐって EU 加盟国から規制緩和を求める声上がるなか、フランス政府は、2025 年 1 月に、EU 企業の競争力を向上させるため、CSRD の見直しを含む規制及び行政手続の簡素化に関する包括的な提案を発表した（<https://esgjournaljapan.com/world-news/43999>）。これにともない、今後、フランスのサステナビリティ関係制度が当初の予定通りに運用されるかどうかについては、やや不透明な状況となっている。
- 5) 組織が継続企業として長期的に存続し、同時に組織の目的達成のために資源を提供するすべてのステークホルダーの期待に応える価値を提供するために行う活動や取引（COSO [2023]）。

【参考文献】

- EY [2024] a 「SEC は、登録企業に気候関連情報の開示を義務付ける規則を採択しました」『To the Point』 EY。
- EY [2024] b 「SEC 規則、ESRS、ISSA 基準による気候関連開示の比較」『テクニカルライン』（2024 年 3 月 28 日更新版） EY。
- EY [2024] c 「主要国のサステナビリティ情報の開示・保証の動向に関する調査報告書」 EY。
- 宇田川真司 [2023] 「COSO 「サステナビリティ報告に関わる内部統制構築のための補足ガイダンス」の解説」 KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン
- 河西洋亮、小林亜希 [2022] 「今、求められる非財務情報の開示とは」『リスクマネジメント最前線』 No.5、（<https://www.tokio-dr.jp/publication/report/riskmanagement/pdf/pdf-riskmanagement-364.pdf>）。
- 蟹江章 [2017] 「財務諸表監査のプロセスに関する一試論」『商学論叢』（中央大学） 58(3・4)、31-62 頁。
- 蟹江章 [2022] 「統合報告書とアシュアランス」『現代監査』 No.32、91-100 頁。
- 蟹江章 [2024] 「サステナビリティ情報に対する保証の制度的枠組み」『サステナビリティ情報の会計・保証・ガバナンス』（小西範幸編著）同文館出版（第 7 章、165-184 頁）。
- 河谷 善夫 [2023] 「非財務情報の開示について（1）～その定義と背景等～」『ビジネス環境レポート』 第一生命経済研究所。
- 金融庁 [2024] a 「第 3 回金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ参考資料」金融庁。
- 金融庁 [2024] b 「第 4 回金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ参考資料」金融庁。
- 小西範幸 [2015] 「サステナビリティ・リスク情報の統合開示」『国際会計研究学会年報』 2015 年度第 1 号、25-40 頁。
- 小西範幸 [2019] 「統合報告と保証業務の課題・拡充」『現代監査』 No.29、12-21 頁。
- 小林永明 [2023] 「サステナビリティ情報の保証業務を取り巻く最新動向と今後の見通し」『会計情報』 Vol.567、Deloitte Tohmatsu Group、32-36 頁。
- 鈴木大貴 [2024] 「波紋を呼ぶ米国の気候関連情報開示義務化① ～訴訟と政争、前途多難な SEC 気候関連情報開示規則最終規則～」『Insight Plus』 SOMPO インスティテュート・プラス。
- Deloitte Japan [2022] 「今後求められる非財務情報開示の保証に備えて～やがてくる合理的保証に備えましょう～」『リスクマネジメント』 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/blog/risk-management/2022/esg-future4.html>。

- 日本公認会計士協会 [2023] 『Global Sustainability Insights』 Vol.8。
- 非財務情報の開示指針研究会 [2021] 『サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて –「非財務情報の開示指針研究会」中間報告–』 経済産業省経済産業政策局企業会計室。
- 藤野大輝 [2023] 「開示府令の改正が公布・施行」『証券・金融取引の法制度』（大和総研）2023年2月7日号。
- 藤野大輝 [2024] 「サステナビリティ情報の保証をめぐる動向」『証券・金融取引の法制度』（大和総研）2024年12月4日号。
- 前田和哉 [2023] 「改正企業内容等の開示に関する内閣府令の解説」『情報センサー』 Vol.185。
- 松田千恵子 [2018] 『ESG経営を強くするコーポレートガバナンスの実践』 日経BP社。
- 森實 [1994] 「内部監査におけるリスク・モデル」『国民経済雑誌』 169(2)
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) [2023]、*Achieving Effective Internal Control Over Sustainability Reporting (ICSR) : Building Trust and Confidence through the COSO Internal Control – Integrated Framework* (トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (八田進二、橋本尚監訳、堺咲子訳 [2023] 『サステナビリティ報告に係る有効な内部統制 (ICSR) の実現：COSOの内部統制の統合的フレームワークによる信頼と自信の確立』)。
- Dirk Debruyne [2022]、"ESG – Sustainability: a Risk or an Opportunity for Internal Audit?"
- Institute of Internal Auditors [2021]、"Internal Audit's Role in ESG Reporting : Independent Assurance is Critical to Effective Sustainability Reporting."
- International Auditing and Assurance Standards Board [2015]、*Exploring Assurance on Integrated reporting and Other Emerging Developments in External Reporting*、IAASB.
- International Auditing and Assurance Standards Board [2021]、*Non-Authoritative Support Material : Credibility and Trust Model Relating to Extended External Reporting (EER)*、IAASB.
- International Auditing and Assurance Standards Board [2023]、*Proposed International Standard on Sustainability Assurance 5000 ; General Requirements for Sustainability Assurance Engagements and Proposed Conforming and Consequential Amendments to Other IAASB Standards*、IAASB.
- International Auditing and Assurance Standards Board [2024]、*International Standard on Sustainability Assurance 5000 ; General Requirements for Sustainability Assurance Engagements*、IAASB.
- International Sustainability Standards Board [2023]、*IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information* (国際サステナビリティ基準審議会 [2023]、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」)。
- Vanessa Otto-Mentz, Rob de Leeuw, Muriël Debrichy-Hesselberg, Natalie Haal, Shirley Tewary [2022]、"Transforming Internal Audit: how to become a Sustainability Business Partner", *Maandblad voor Accountancy en Bedrijfseconomie*, 96(7/8)、pp.243–252.
- Wolters Kluwer and Internal Audit 360° [2022]、"What Internal Auditors Need to Know about ESG Risk and Reporting".